資料３－１

日中サービス支援型共同生活援助事業所の実施状況報告・評価について

1 日中サービス支援型共同生活援助の概要

障害者の重度化・高齢化に対応するために、平成30年4月に創設された共同生活援助の一類型。短期入所の併設が必須で地域で生活する緊急一時的な宿泊の場としての機能や、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等の地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

2 評価対象事業所　　6事業所(令和8年11月1日現在)

No.	法人名	事業所名	場所	指定年月日
1	(株)ふくい福祉振興会	モストヴィレッジ和田	和田東 1 丁目 203 番地	R2.9.1
2	(同)ゆずり葉	この道グループ福井南	花堂北 2 丁目 22 番 17 号	R6.4.1
3	(株)ふくい福祉振興会	モストヴィレッジ森田	河合寄安町 1505	R6.7.1
4	(株)オールワン	グループホームおーるわんメディぷらす	江端町 32-42	R7.3.1
5	(株)モストグループ	からだリビング	和田 2 丁目 1325	R7.5.1
6	ソーシャルインクルー(株)	ソーシャルインクルーホーム福井東森田	東森田 4 丁目 116	R8.1.1

3 報告・評価について

基準省令により、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会に対し、定期的に実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くことと定められている。

(1) 報告・評価時期

毎年度、年度最後の自立支援協議会において、報告・評価を行う。評価者は地域生活支援部会員から選出する。

(2) 報告・評価の内容

① 指定状況の把握(12月中)

事業者より、利用者の内訳や日中活動、地域住民事業実施状況等について報告を受ける。

② 実施状況の評価(1月中)

事業者からの報告書を評価者へメールで送付。評価者は適正な実施状況であるかを確認し、評価シートを記入のうえ、市へ提出する。

③ 事業者に対する要望、助言

事業者へ評価内容を伝え、改善点などを要望(意見)する。必要に応じて協議会から改善方法を助言する。

【参考】

基準省令第 213 条の 10(協議の場の設置等)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

＊福井市障がい者自立支援協議会は、法第89条の3第1項を根拠に設置される協議会である。